

「とっとり防災フェスタ2025」会場設営等委託業務仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり防災フェスタ2025」会場設営等委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務の期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

(3) 業務の概要

次のとおり開催する「とっとり防災フェスタ2025」（以下「フェスタ」という。）に係る会場設営等の業務について、この仕様書に基づき行うものとする。

日 時	場 所
令和7年9月20日（土）午前10時から午後3時まで	ウインズ米子（米子市大崎3602-3）

※会場概要は別紙1のとおり。

2 一般的事項

フェスタに係る会場設営等に関する一般的事項については、次のとおりとする。

(1) 会場設営に必要な資機材の数量及び内容については、この仕様書に定めがない限り受注者が物品等を調達し、設置から撤去まで行うこと。

なお、フェスタの企画内容の決定、フェスタ参加機関との協議等により資機材の数量及び内容が変更となることがあるので、その場合は変更契約により対応するものとする。

(2) ウインズ米子では、令和7年9月20日（土）、21日（日）ともに営業が予定されており、フェスタ以外の来客が見込まれる。また、ウインズ米子の来客用シャトルバスが通常どおり運行予定であるため、準備や設営等に当たり留意すること。

(3) 会場内の準備及び片付け等については、次のとおりとする。

ア 準 備 令和7年9月18日（木）及び19日（金）午前9時から午後7時まで
20日（土）午前6時から午前8時まで

イ 後片付け 令和7年9月20日（土）午後3時から午後7時まで
(9月21日（日）午後4時まで延長可能)

なお、後片付けは、令和7年9月21日（日）午後4時まで延長可能であるが、延長を希望する場合には発注者と協議すること。ただし、別紙1に示す展示・体験エリア及びウインズ米子の建物周辺、通行路等、翌日の営業に支障が生じる部分については当日中の撤去が必要であり、延長が認められない。当日中の撤去が必要なエリアについては、発注者から別途指示する。

ウ 会場設営は、令和7年9月20日（土）午前8時までに完了すること。

エ 受注者は、契約締結後、速やかに現地踏査を行い、必要に応じて会場設営について発注者に適宜技術的な助言を行うこと。（会場のバリアフリー化の提案等）

オ 強風により資機材が飛ばないように設営を行うこと。

なお、特にテントに関しては、風に煽られて倒れることにより、人身事故が発生することが考えられるので、十分な補強対策を講じること。

カ 会場設営に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。

3 委託業務の内容

(1) 展示ブース等の設置

ア 本部テント、展示ブース等で使用するテント、訓練参観用テント、長机、折りたたみパイプ椅子、ブース名プレートを設置するものである。

イ 数量は、別紙2のとおりとするが、概算見込み数量であるため、今後、変更するものとする。

ウ 各設備の規格は次のとおりとする。

＜テント＞ 1. 5K×2K (約2.7m×約3.6m)

※2K×3Kテントを横幕で仕切る形で2ブース分として代用して差し支えない。

＜長 机＞ W1800mm×D450mm

＜ブース名プレート＞ W800mm×H200mm程度

エ 強風などによりテント等が飛ばないように、設置に当たっては危険防止対策を講じること。

オ 式典、イベント等を実施するメインステージはウインズ米子の既存施設を利用すること。

(2) 電気設備の設置

ア 展示ブース、本部テント及び(3)の音響設備等に要する電源を供給するため、発電機を設置すること。

イ 発電機の規格は、25KVA (静音型) で2台を想定しているが、各ブースで使用する電力量から必要な電力量を算定し、不足等する場合は発注者と協議の上、変更するものとする。なお、電圧はAC100Vとし、発電機の運転に必要な燃料も併せて供給すること。

ウ 発電機から電源の供給が必要な各ブース等への配線及びコンセントの設置を行うこと。設置するコンセントの数量は、別紙2のとおりである。

(3) 音響設備の設置

ア 次の放送エリアに区分けして行う場内放送の音響設備を設置する。

(ア) フェスタ会場全体 (駐車場を含む)

(イ) メインステージ周辺

(ウ) 訓練会場

イ 放送系統は次の3系統とし、資機材等設置場所、放送内容及び放送エリア等は下表のとおりである。

放送系統	資機材等設置場所	放送内容	放送エリア	マイク、スタンドの設置数
①フェスタ会場全体放送	本部テント内	各種イベント案内、迷子のお知らせ、BGM放送等	フェスタ会場全体	マイク2
②メインステージ放送	メインステージ付近	メインステージで実施する式典、イベントの放送	メインステージ周辺	マイク2 ワイヤレスマイク2 ピンマイク2 スタンド2
③訓練放送	訓練見学位置付近	訓練会場における訓練の様子を見学者に説明する放送	訓練会場	マイク2 ワイヤレスマイク1 スタンド1

ウ 音響設備の能力は概ね次のとおりとする。

(ア) ①フェスタ会場全体放送は聴衆可能な音響設備を設営すること。

(イ) ②メインステージ放送及び③訓練放送は、それぞれ明瞭に聞取り可能な音響設備を設営すること。

エ 放送の切り替え機能は、次の内容を全て満たすものとする。

(ア) ①フェスタ会場全体放送、②メインステージ放送及び、③訓練放送は、同時にそれぞれ別々の音源で単独に放送ができること。

(イ) ②メインステージ放送の音源を、①フェスタ会場全体放送に流すことができるようにすること。

(ウ) ③訓練放送の音源は、①フェスタ会場全体放送に流すことはできないようにすること。

(エ) 放送内容ごとに、その音源と放送する放送系統 (想定) を示すと次のとおりである。

	①フェスタ会場全体放送	②メインステージ放送	③訓練放送
オープニング（式典）	メインステージのマイク（進行役や知事挨拶等）		無音
メインステージでのイベント	無音又はBGM	メインステージのマイク音声	無音
	メインステージのマイク音声 ※どちらかを選択		
訓練の説明	無音又はBGM		訓練会場のマイクの音声
イベント案内、業務連絡放送（迷子等）	本部マイクの音声		無音

オ アンプ、スピーカー及びマイク等の資機材の設置個数及び能力は、この仕様書の内容に適合できるものを検討の上、見積りすること。

カ フェスタ会場全体にCD等によるBGM演奏が可能な音響設備を設置すること。

キ フェスタ当日の稼働時間内は、音響設備の運用及び操作を行うオペレータを常時配置すること。

ク 会場内のBGMとして適したCD等の音源を持参し、適宜放送すること。ただし、著作権使用許諾の手続が必要なものは、受注者が行うこと。

ケ 稼働時間は、フェスタ当日の午前9時から午後4時までとする。

なお、音響設備の設置、試験放送を含め、2（3）ウに示す時間までに完了すること。

コ 音響設備の設営に必要な資機材は、受注者が、物品の調達から設置、撤去まで行うこと。

（4）看板の設置

ア 別紙3～5のとおり案内看板を設置すること。なお、フェスタの企画内容の変更、警察との協議により、数量が変更になることがある。

イ 看板の記載事項は、契約締結後に発注者が確定して示すので、それをもとに受注者がデザイン案を作成し、発注者と協議して決定すること。

ウ 看板の設置位置は、別途発注者と協議して決定することとするが、強風などにより飛ばないように重しを設置すること。

エ 看板の設置及び撤去は受注者が行うこと。

オ 看板はフェスタのみに使用するものであるため、一時的な消費に適した品質とすること。

（5）ゴミの処理

ア 広場内にゴミかご4箇所程度（各箇所でも分別収集を実施）を設置し、会場のある市町村のルールに従い、適切な分別収集が行えるよう区分すること。なお、分別は可燃ごみ、缶・ビン、ペットボトルの3区分を想定しているが、必要に応じて、区分を分けても構わない。

イ ゴミ分別収集場所の配置等は、発注者と別途協議の上決定すること。

ウ フェスタ当日のゴミ収集場所の軽易な維持管理（ゴミ袋の交換等）は、発注者が行う。

エ ゴミ分別収集場所で収集したゴミは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）、関係法令等に基づき、適正に処理すること。

（6）イベント保険に関する事項

ア フェスタの参加者について傷害保険加入の手続を行うこと。

イ 1名当たりの保険の内容は次のとおりとする。

（ア）死亡 10,000千円

（イ）入院 5,000円（日額）

（ウ）通院 3,000円（日額）

- ウ 被保険者は300名とすること。(今後増減する可能性がある。)
- エ 被保険者は当日のスタッフ(ボランティアスタッフを含む。)、出演者、訓練体験者等とし、公務員や一般来客者を除く。
- オ 保険期間はフェスタ当日の1日限りとする。
- カ 申込手続き等は、受注者が行うものとし、契約締結後、保険証書の写しを発注者に提出すること。
- キ 保険料は委託料に含まれるものとする。

(7) 会場警備及び安全資機材の設置等

- ア 会場周辺及び駐車場の交通誘導警備を行うため、警備員(7名)を配置すること。(配置時間は午前9時から午後4時を想定している。)また、配置場所は別紙5のとおりとするが、状況に応じて配置を変更して差し支えない。なお、当日スタッフ(鳥取県職員等)が交通誘導の補助を行う場合があるため、必要に応じて連携して対応すること。
- イ カラーコーン、コーンバーを別紙2のとおり調達すること。また、設置に当たっては必要に応じて重しを設置すること。

(8) 給茶サービス

- ア 参観者等の熱中症対策の一環として、冷たいお茶をセルフサービスで提供できるよう、以下の資機材等を設置すること。設置箇所は訓練参観席とし、台数等の配分は発注者の指示による。
 - (ア) ウォータージャグ(容量は18リットル程度のもの) 3台
 - (イ) 紙コップ 500ヶ
- イ 上記(ア)のウォータージャグには、冷たいお茶を充填しておくこと。

(9) 仮設トイレの設置

- ア 中央広場に、仮設トイレ(5基(男性2基、女性3基))(手洗いシンク(1基)及び目隠しフェンスを含む)を設けること。詳細な配置場所は発注者と協議して決定すること。
- イ 使用後の清掃、くみ取りは受注者が行うこと。

4 委託業務の実施に当たっての注意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約締結後に発注者と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。
- (3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の再委託の承認をしないものとする。ただし、ア、イ又はオに該当する場合で、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 行政の許可を受けた者が行う必要のある業務の場合、その許可を受けていない者への再委託を行う場合
 - エ 行政の登録又は届出等を受けた者が行う必要のある業務の場合、当該業務に係る登録をされていない者又は当該業務に係る届出をしていない者への再委託を行う場合
 - オ 鳥取県内に本店又は支店(営業所、出張所等を含む。)を有しない者への再委託を行う場合
- (4) 委託業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。
- (5) 不測の事態に対応できる連絡体制を確保し、委託業務実施中に不測の事態が発生した場合は、迅速に発注者に連絡を行うこと。
- (6) フェスタ参加機関は、ブースの配置等が完了しないと、資機材の搬入準備に入れないため、作業工程に十分留意すること。
- (7) 大規模事故、気象警報発生時等には、発注者の判断により、フェスタを中止することがある。その際は、発注者と受注者とが協議の上、出来高に基づいて委託料の一部を支払うものとする。
- (8) 荒天が予想される場合は、発注者の判断により、イベントの一部を取りやめたり、露天の区域に設置する設備を移動させることがある。この場合は、発注者と受注者が事前に打ち合わせをし、準備に支障がないよ

うにすること。

(9) 会場設営に係る資機材等の数量又は委託業務の内容に変更があった場合は、変更契約で対応すること。

5 作業責任者

(1) 受注者は、委託業務の管理及び統括を行う作業責任者を定め、7の(1)のとおり発注者に通知すること。

(2) 監督員からの指示、協議等は、原則として作業責任者が対応すること。

6 監督員

(1) 発注者は、委託業務の監督員を選任し、受注者へ通知する。

(2) 監督員は、委託業務の範囲内において、受注者又は作業責任者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う。

7 提出書類（提出時期、提出部数）

提出書類は以下のとおりとし、提出先は鳥取県危機管理部危機管理政策課とすること。

(1) 作業責任者通知書・・・契約締結日から14日以内、1部

(2) 見積内訳書・・・契約締結日から20日以内、1部

※見積内訳書の内容は、項目、規格、数量及び単価並びに項目ごとの見積金額等が記載されたものとする。

(3) 業務完了報告書・・・業務完了後10日以内、1部（業務実施状況のわかる写真や図面等を添付すること）

8 特記事項

(1) 委託業務において、購入及びリースするものについては、鳥取県グリーン購入基本方針に従い、環境物品等の調達を推進を図ること。

(2) 会場内での運営管理に当たっては、廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルに特に配慮する他、移動に当たっては、低公害車を使用するなど、環境に配慮すること。

(3) 強風などにより、テント、看板類及び資機材が飛ばないように、設置に当たっては危険防止に配慮した構造を施すこと。

(4) 委託業務の実施に当たっては、極力、鳥取県内の人材・製品の活用に努めること。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 事故等による損害賠償の負担

(1) 一般的な損害に関する事項

委託業務を行うに当たり生じた損害（(2)のア又はイに該当する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(2) 第三者に及ぼした損害に関する事項

ア 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担すること。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

1.2 その他

この仕様書に記載されていない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別紙)

- 1 会場見取り図
- 2 会場設営資機材等一覧表
- 3 看板一覧表
- 4 看板表示内容
- 5 看板配置場所及び警備員配置

別紙1:会場見取り図(ウインズ米子)



「会場設営資機材等一覧表」

番号	機関名(順不同) ※機関名は昨年度のもの	テント (張) 1.5×2	テント (張) 2×3	三方 横幕 (間) 1.5×2	長机	椅子	ブース名 プレート	コンセント	カラー コーン	コーン バー	備考
	公益社団法人鳥取県栄養士会	1			6	8	1	3			
	日本技術士会中国本部鳥取県支部	1			6	12	1	2			
	クロスロード(株)	1			3	6	1	1			
	鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課	1			3	6	1	1			
	鳥取県県土整備部技術企画課	1			3	3	1	1			
	公益財団法人鳥取県消防協会	1			3	4	1	2			
	一般社団法人鳥取県消防設備協会	1			3	4	1	0			
	鳥取大学工学部附属地域安全工学センター	1			8	7	1	2			
	鳥取地方気象台	1			2	6	1	3			
	中国四国農政局	1			2	2	1	2			
	鳥取県環境整備事業協同組合	1			0	0	1	0			
	こくみん共済coop<全労済>	1			3	8	1	2			
	一般社団法人鳥取県警備業協会	1			5	8	1	4			
	(株)skyer	1			3	6	1	2			
	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	1			1	2	1	0			
	国土交通省倉吉河川国道事務所	1			2	4	1	3			
	中国地方整備局磯港湾・空港整備事務所	1			2	4	1	0			
	NHK鳥取放送局	1			8	16	1	6			
	日本防災士会県支部	1			4	10	1	1			
	鳥取県県土整備部河川港湾局河川課	1			2	6	1	0			
	(一社)鳥取県LPガス協会中部支部	2			4	8	1	0			
	くらしの安心推進課鳥取県日本愛玩動物協会(社)鳥取県獣医師会	1			4	8	1	0			
	認定NPO法人 人と動物の共生センター	1			3	4	1	0			
	総務省中国総合通信局中国地方非常通信協議会	2			4	4	1	1			
	鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課	1			1	2	1	0			
	鳥取県薬剤師会	0			0	0	1	1			
	鳥取県歯科医師会	1			1	4	1	4			
	日本ストライカー株式会社	1			2	4	1	1			
	ソフトバンク(株)	1			2	6	1	0			
	鳥取県警察本部警備部警備第二課	1			4	6	1	2			
	西日本高速道路(株)中国支社姫子高速道路事務所	1		1	2	4	1	0			
	一般社団法人 日本自動車連盟 鳥取支部	1			1	1	1	2			
	(有)岩谷ポンプ	1			2	6	1	1			
	中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター総務課	1			1	2	1	1			
	KDDI(株)	1			3	6	1	4			
	楽天モバイル(株)	1			2	0	1	2			
	NTTドコモ中国支社	1		1	3	4	1	6			
	NTT西日本鳥取支店	1			2	4					
	陸上自衛隊第8普通科連隊										
	寺谷建材										
	会場本部		2		6	15		4			
	訓練会場		5		20	120		3	24	10	
	駐車場								80	20	
	予備用	1	1		9	28			10		
	合計	40	8	2	145	358	37	67	114	30	

別紙3

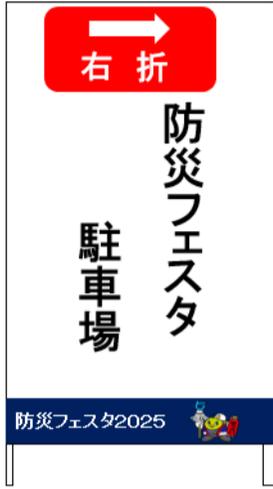
看板一覧表

看板種別	寸法(mm)	枚数	表示内容(枚数)
	幅 約900× 高さ 約1800	15	①「防災フェスタ 駐車場(右折)」(4) ②「防災フェスタ 駐車場(左折)」(3) ③「防災フェスタ 駐車場(直進)」(2) ④「防災フェスタ 関係者駐車場」(1) ⑤「防災フェスタ 本部」(1) ⑥「防災フェスタ ヘリ訓練会場」(1) ⑦「防災フェスタ ステージエリア・展示会場」(1) ⑧「防災フェスタ 訓練会場」(1) ⑨「防災フェスタ 展示会場」(1)
計		15	

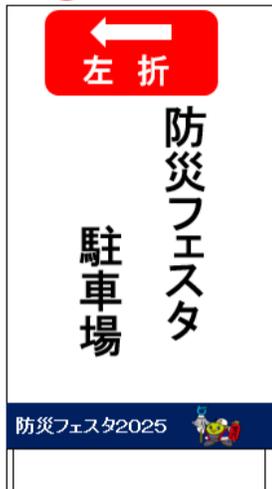
<特記事項>

- ・寸法の高さには、脚部(300mm程度)を含むものとする。
- ・材質は耐水性とし、表示面は片面とする。
- ・自立可能なものとし、重し(土のう等)による飛散防止対策を講じるものとする。

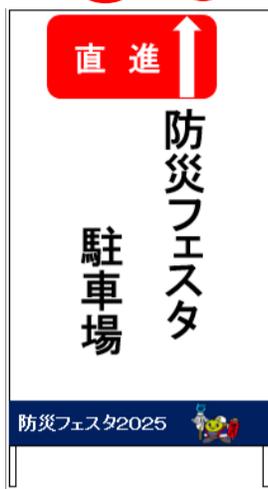
1 5 7 15



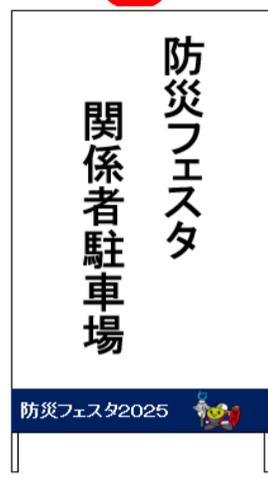
2 6 14



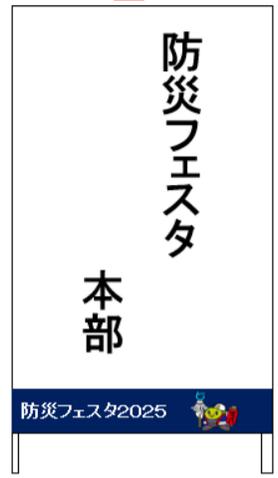
3 4



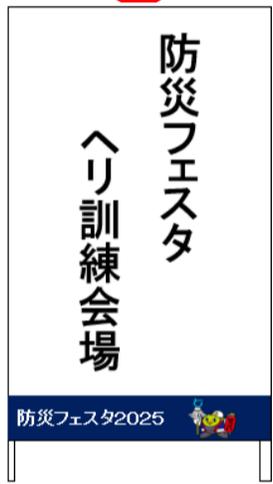
8



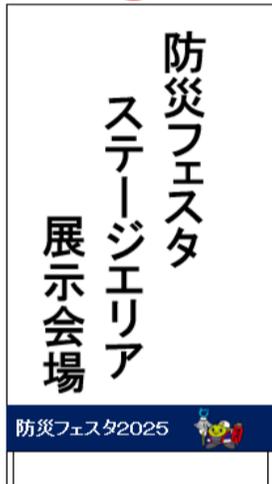
9



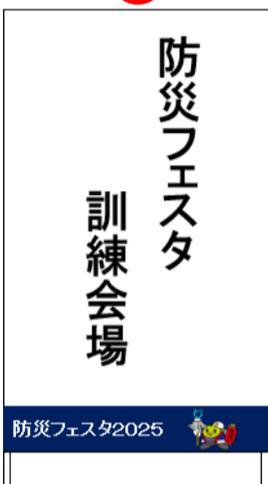
10



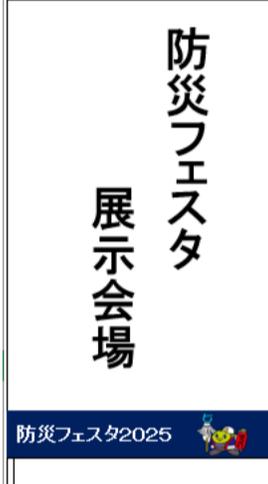
11



12



13



看板配置場所

